

長崎県ボウリング連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、長崎県ボウリング連盟という、(以下「連盟」という)。

(事務所)

第2条 この連盟は、事務所を長崎市松が枝町2-35に置く。

(構成、組織)

第3条 この連盟の構成は、個人正会員、実業団会員、高等学校登録会員、高校生会員及びジュニア会員の正会員と、個人普通会員、名誉会員、特別会員で個人正会員、個人普通会員は社会人部、実業団部、高校生会員及びジュニア会員は、ジュニア部に所属する。

(支部・クラブ)

第4条 この連盟は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。また、支部は下部組織としてクラブを設けることが出来る。支部及びクラブの設置については、別に定める規約によるものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 この連盟は、財団法人全日本ボウリング協会(以下「全日本ボウリング協会」という。)並びに財団法人長崎県体育協会の加盟団体として、県内におけるボウリング競技会を統括し代表する団体であり、ボウリングの普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. ボウリング競技によりスポーツの高揚を図る。
2. ボウリング競技に関する指導講習会の開催及び指導者の養成。
3. ボウリング競技に関する調査研究及び指導。
4. ボウリングに関する地域グループの育成強化。
5. 国民体育大会及び全日本ボウリング協会、地区連合等が主催、後援する選

手権大会、競技会等に対し、代表参加者の選定及び派遣。

6. 県選手権大会、競技会等の開催。
7. 全日本ボウリング協会に対し、選手権大会、競技会等の公認申請、公認記録報告、表彰に関する諸申請。
8. ボウリング競技に関する機関誌並びに刊行物の発行。
9. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会員)

第7条 この連盟の会員は、次のとおりとし、すべて全日本ボウリング協会に登録するものとする。また、この連盟の会員は、日本体育協会のスポーツ憲章ならびに全日本ボウリング協会のアマチュア競技者規定、その他の規則、規定を遵守しなければならない。

1. 正会員 この連盟の目的に賛同して、入会した次に掲げる会員とする。
 - (1) 個人正会員
 - (2) 実業団会員
 - (3) 高等学校登録会員
 - (4) 高校生会員及びジュニア会員
2. 普通会員 この連盟の目的に賛同して入会した、普通会員とする。
3. 名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で、代議員総会の議決をもって推薦された者とする。
4. 賛助会員 この連盟の事業に賛助する個人又は法人で、理事会の議決をもって推薦されたものとする
5. 特別会員 全日本ボウリング協会ならびにこの連盟に賛助する個人または、法人で、理事会の議決をもって推薦された者とする

(入会)

第8条 この連盟の正会員および普通会員になろうとする者は、別に定める会員規定により登録申請し承認を受けなければならない。名誉会員、賛助会員、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(会費)

第9条 この連盟の会費は、全日本ボウリング協会の負担金を含め、納入するものとする。

1. 正会員、普通会員は、毎年3月31日までに、次年度の会費を納入することにより、自動的に会員の資格を継続できるものとする。

2. 他連盟からの移籍者は、当該連盟の連盟費を添えて手続きをしなければならない。但し、全日本ボウリング協会負担金は必要としない。
3. 名誉会員の会費は免除する。
4. 特別会員の会費は、別に定めるものとする。
5. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第10条 この連盟の会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 成年被後見人、被補佐人および被補助人となったとき、または破産の宣告を受けたとき。
3. 死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人が解散したとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が、次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

1. 全日本ボウリング協会並びに連盟の名誉を傷つけ又は連盟の目的に違反する行為があったとき。
2. 日本体育協会、全日本ボウリング協会ならびにこの連盟の競技者規定に違反したとき。
3. この連盟の会員として義務に違反したとき。
4. 会費を滞納したとき。

第4章 代議員

(代議員)

第13条 この連盟に、社会人部、実業団部、ジュニア部および傘下各支部の正会員より選出された代議員を置く。

代議員は各支部ならびに各支部に所属する正会員及び普通会員を代表する。

2. 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した代議員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 代議員の定数は、各クラブ2名とする。但し、各クラブの代議員は、クラ

ブ会長とクラブ員から選出された者とする。

第5章 役員及び職員、顧問

(役員)

第14条 この連盟に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副理事長	若干
常任理事	10名以上
理 事	若干名
監 事	2名

(役員を選任)

第15条 会長及び副会長は、常任理事会で選出する。

2. 理事長は、推薦立候補制とし過半数のクラブより推薦を得た場合は投票を行わず決定する。推薦者が複数あるいは一人でも単独過半数に達してない場合は、代議員総会において該当年度出席代議員による無記名投票により過半数に達するまで決選投票を行なう。

立候補予定者は、所属クラブの推薦状を携え県連が指定した立候補締切日までに立候補届出をしなければならない。県連は立候補届出締切後、直ちに各クラブへ立候補者名を通知しなければならない。

3. 副理事長、常任理事、理事、監事は理事長が選任し、代議員総会の承認を得る。
4. 支部長は各クラブのクラブ会長が推薦し、理事長が任命する。

(理事の職務)

第16条 会長は、連盟を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 理事長は、会長に代わり連盟の事業を遂行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
5. 常任理事及び理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の職務に従事し、代議員総会の議決事項を処理する。

(監事の職務)

第17条 監事は、連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

1. 連盟の財産の状況を監査し報告すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。

(役員任期)

第18条 この連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び代議員総会において、おのおの4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

2. 心身の故障のため、職務の遂行にたえられないと認められるとき。
3. 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(職員)

第20条 この連盟の事務を処理するために必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

(顧問)

第21条 この連盟に、若干名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
3. 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(会議の種類)

第22条 この連盟の会議をわけて代議員総会、理事会及び、常任理事会とする。

(代議員総会)

第23条 代議員総会は、これを定時代議員総会と臨時代議員総会の2種とする。

定時代議員総会は、毎年度開始後50日以内に開き、臨時代議員総会は、理事長が必要と認めたとき、又は代議員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して代議員総会の招集を請求されたときは、その請求あった日

から30日以内に理事長がこれを招集する。

2. 代議員総会を招集するには、会日の10日前までに、会議に付議すべき事項及びその内容、日時、場所を記載した書面を各代議員に通知するものとする。
3. 代議員総会の議長は、年度の定時代議員総会において選出され、次年度の定時代議員総会で後任者が選出されるまで議長となる。

(代議員総会の議決事項)

第24条 次の事項は、代議員総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更
2. 年度の事業計画及び収支予算の決定
3. 年度の事業報告及び収支決算の承認
4. 役員を選出並びに解任
5. 財産に関する事
6. この連盟の解散
7. その他特に重要な事項

(定足数、議事)

第25条 代議員総会は、代議員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

但し、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2. 代議員総会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決する。
代議員総会における代議員の議決権は、代議員1名につき1とする。
可否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理出席)

第26条 代議員が代議員総会に出席できないときは、同部同支部会員、または他の代議員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、書面をもってその代理権を証明しなければならない。

(理事会)

第27条 理事会は、毎年2回以上開催し、理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めた場合及び理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。
3. 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 定款の変更に関する事。
- (2) 年度の事業計画及び収支予算に関する事。
- (3) 年度の事業報告及び収支決算に関する事。
- (4) 財産に関する事。
- (5) 委員会の設置並びに委員の委嘱に関する事。
- (6) この定款により理事会に付議することを要する事。
- (7) その他この連盟の運営上必要なことで、理事長が必要と認めて付議する事。

(常任理事会)

第28条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、原則として毎月1回又は理事長が必要と認めた場合に、理事長が招集して開催する。

2. 常任理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) この連盟の運営に関する事。
- (2) 代議員総会及び理事会に付議する議案に関する事。
- (3) 代議員総会又は理事会において委任された事。
- (4) この定款により常任理事会に付議することを要する事。
- (5) その他、理事長が必要と認めて付議する事。

(理事会、常任理事会の定足数及び議事)

第29条 理事会、常任理事会は、理事及び常任理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2. 理事会及び常任理事会の議事は、定款に別に定める場合を除くほか、それぞれその出席理事及び常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第30条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名捺印して、これを永年保存する。

また、議決した事項は、全日本ボウリング協会並びに会員に通知する。

第7章 専門部及び委員会

(部及び委員会)

第31条 この連盟の業務を企画実施するために、次のとおり部及び委員会を設置する。

1. 部

- (1) 社会人部
- (2) 実業団部
- (3) ジュニア部 (高校生・中学生・ジュニア)

2. 委員会

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 指導委員会
- (4) 認証委員会
- (5) 記録委員会
- (6) 広報委員会
- (7) ジュニア指導委員会

(その他の委員会)

第32条 この連盟に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、その他の専門委員会及び特定の事項を行うため、特別委員会、合同委員会並びに小委員会を置くことができる。

(部長、委員長及び委員)

第33条 各部長及び各委員会の委員長は、理事会において常任理事より選任されるものとし、委員は学識経験者、理事の中より選出されるものとする。

(任期、その他)

第34条 各部及び委員の任期は2年とする。
各委員会の組織、権限及び議事等については、別に規則をもって定める。

第8章 会 計

(収入)

第35条 この連盟の収入は、次のとおりとする。

1. 入会金及び会費
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金品
4. その他の収入

(金銭の管理)

第36条 この連盟の会計は、理事長が管理し、現金は理事会の議決によって、預金等の確実な方法により、理事長が保管する。

(資産の処分)

第37条 この連盟の資産は、処分し又は担保に供してはならない。

但し、連盟の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会および代議員総会の議決を経て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第38条 この連盟の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入及びその他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会及び代議員総会の承認を受けるものとする。又、承認を受けた後、全日本ボウリング協会に報告するものとし、事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第40条 この連盟の収支決算は理事長が作成し、財産目録（貸借対照表）及び事業報告、会員の移動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会及び代議員総会の承認を受けるものとする。

2 この連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び代議員総会の承認を受けてその一部若しくは全部を基本財産に編入するか又は翌年度に繰越すものとする。

3 この連盟の事業報告及び収支決算は、承認を受けた後、全日本ボウリング協会に報告するものとする。

(会計年度)

第41条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第42条 定款の変更は、理事会及び代議員総会において3分の2以上の議決を経て、更に全日本ボウリング協会の承認を得なければ、変更することができない。

(解散)

第43条 この連盟の解散は、理事会及び代議員総会においておのおの4分の3以上の議決を経て、更に全日本ボウリング協会の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 この連盟の解散に伴う残余財産は、理事会及び代議員総会において、おのおのの4分の3以上の議決を経て、全日本ボウリング協会を經由し、公共事業に寄付するものとする。

第10章 補 則

(細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会及び代議員総会の議決を経て別に定める。

付 則

この定款は、昭和49年7月7日から施行するものとする。

この定款は、昭和56年5月31日から改正施行するものとする。

この定款は、昭和59年4月29日から改正施行するものとする。

この定款は、平成元年6月18日から改正施行するものとする。

この定款は、平成4年4月1日から改正施行するものとする。

この定款は、平成15年4月1日から改正施行するものとする。

この定款は、平成16年12月1日から改正施行するものとする。

この定款は、平成23年4月1日から改正施行するものとする。

この定款は、令和4年4月1日から改正施行するものとする。